

ご担当者 各位

地方独立行政法人奈良県立病院機構

営利企業等からの兼業依頼にかかる許可基準について

このたび、当機構では製薬会社等の営利企業等からの兼業依頼時の各種取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、職員への依頼時には十分注意してください。

記

1. 講演会講師等の依頼※

内 容	許可の可否
営利企業単独の講演会	【原則可】
社内研修会	【原則可】
その他学会や医師会との共催による講演会	【可】

※当該講演会のプログラムや参加対象者が確認できる書類を依頼時に添付してください。

※内部基準に基づき、許可の可否判断を行います。必要に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

2. 交通費等の受領**① 公共交通機関の交通費**

対 象	許可の可否
講演会等役割者 社内研修会役割者	【可(実費相当額)】
講演会一般参加者(聴講者)	【不可】(下記②～④の交通費等についても【不可】)

② 実費弁償によるタクシー料金

→【可】

ただし、公共交通機関がない場合や、公共交通機関の便数が著しく少ない場合等、周辺の交通事情等によりタクシーを利用せざるを得ない等のやむを得ない場合に限る。

③ タクシーチケット

→【条件付き※で可】

※先払いのタクシークーポンやプリペイド方式は不可とし、従事日当日の利用実績が確認できるものとする。

④ 合理的な理由に基づく宿泊費

→【可】

ただし、講演会等の開始時間または終了時間が、公共交通機関の始発または終電に間に合わない場合に限り認める。なお、上限は【11,000 円】とする。

3. その他**① 飲食(簡素な茶菓・弁当)の提供**

対 象	許可の可否
講演会等役割者 社内研修会役割者	【可】(ただし、上限 3,000 円とする)

② 情報交換会や会食

→不特定多数の者が出席する場合にのみ【可】